平成２１年（フ）第３３７号
福島県岩瀬郡鏡石町中央210番地　セゾンハイツＣ―201
債務者　小林　文男
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
福島県郡山市桑野５丁目13番地の４　コーポ井上202号
債務者　鹿又　光春
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
福島県郡山市桑野５丁目13番地の４　コーポ井上202号
債務者　鹿又　順子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
福島県郡山市八山田４丁目22番地　フローラ八山田201号
債務者　金澤　洋一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６１５号
神戸市兵庫区下沢通４－９－５－102、住民票上の住所神戸市兵庫区下沢通２丁目２番12号　メゾンセイエー205号
債務者　庄島　　修
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７５４号
熊本市帯山２丁目13番７号　工藤アパートＢ－２
債務者　後藤　浩義
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５４１号
宮崎市大塚町時宗1679番地１　コーポラスアイ405号
債務者　野邊　忠士
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４７号
宮崎市新別府町城元202番地
債務者　金丸　藤雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３１号
青森市幸畑１丁目34番13号
債務者　山谷　征夫
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
北九州市若松区大字安瀬37番地２　203号
債務者　小田原隆志
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７８号
北九州市小倉南区若園３丁目19番55―304号
債務者　柴田　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３０２号
北九州市戸畑区菅原４丁目３番８号
債務者　梶原　和人
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１５号
北九州市八幡西区引野１丁目10番36号
債務者　福間　　実
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３０号
北九州市小倉南区上貫２丁目11番32号
債務者　天野由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３３５号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番３―501号
債務者　薗田　智美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３４８号
北九州市小倉南区下城野１丁目17番28―103号
債務者　久枝　和弘
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３５３号
青森県平川市大光寺一村井７番地２
債務者　小山内武幸
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
青森地方裁判所弘前支部